令和８年第１回　北海道議会定例会〔予特・農政部審査〕　開催状況

開催年月日　令和８年３月 13 日（金）
質　問　者　日本共産党　真下　紀子　委員
答　弁　者　農政部長　鈴木　賢一
農業経営局長　萱嶋　富彦
技術普及課長　原　俊彦
農業経営課長　佐藤　孔則

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
一　農業者の就業環境改善等について 本道の合計特殊出生率は、2024 年 1.01 となり、全国平均 1.15 を大きく下回るワースト３位となりました。少子化が急加速してるわけです。それで調べてみますと 2017 年の平均 1.30 未満は札幌市と 25 市町村、2022 年は、平均 1.21 未満が、札幌市と 21 の市町村となっていて、地方に住む方の出産が北海道の出産を支えているんじゃないかという構図が見えてきたと言えます。農業従事者人口は約 45％が女性であります。生むか生まないかというのは当然個人の自由だということは言うまでもありません。ですから、農業を営む中で出産を選択できるようにする、選択する人が増えるには、就業環境整備と安定的な収入確保の実現が必要だと考えて、今日の質問にいたりました。	
（一）女性農業者を取り巻く課題と方策について 道は、2017 年度から「次代を担う女性農業者の活躍サポート事業」を行ってきています。昨今の情勢変化を踏まえ、どのような問題意識を持って取り組んできたのかまず伺います。	**（技術普及課長）** 女性農業者を取り巻く課題などについてでありますが、女性の社会進出や様々な分野での活躍が進む中、本道農業においても、農業従事者の約半数を占める女性農業者が地域で活躍するためには、家事や育児を女性任せにせず、女性の負担軽減とネットワークづくりを進めていくことが重要です。 このため、道では、「次代を担う女性農業者の活躍サポート事業」を措置し、女性農業者が働きやすい環境の整備や女性農業者のグループ活動の推進に取り組んできたところでございます。
（二）事業評価と効果について そこで本事業なんですけど、ずっと継続して取り組まれてきましたが、2023 年度 674 万円の予算が、24 年度 534 万円まで減額されておりました。25 年度は前年と同額で削減されたままで、さらに事業説明を見ますと、完コピなんですよね。アセスメントが見受けられません。事業内容をお示し願うとともに、どのような評価をした上で、減額し、事業を継続してきたのか伺います。	**（技術普及課長）** 女性農業者の活躍サポート事業についてでありますが、本事業は、女性が能力を十分に発揮することで農業の発展と地域経済の活性化につなげることを目的に、地域のリーダーとなり得る女性農業者の育成や女性グループの活動推進、女性が働きやすい環境づくりなどの取組を支援しているものです。 具体的には、女性農業者グループが経営管理や食品加工などを学ぶための研修会や、他産地の先進的な営農技術を学ぶための現地視察などを支援する推進事業と、育児や農作業のサポートなど、女性農業者が働きやすい環境を整備するための取組を、市町村等が実施する場合に支援する補助金に分かれております。 道といたしましては、研修会の参加者からの「今後、食品加工にも取り組んでいきたい」といった声や市町村からの事業実施に向けた要望、これまでの活用実績等を踏まえ、必要額を精査した上で、事業を継続しているところでございます。

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
（三）妊娠から出産までの支援について 私、内容の充実が必要だと思うんですよね。働きやすい環境整備には、妊娠から、出産・産後ケア、育児支援等が必要なのは言うまでもありません。農作業と母体保護、社会的資源を活用した場合への支援なども必要となるわけですけれども、事業説明では育児と農作業のサポート活動にとどまっているんです。女性を単なる労働力としてしか見ていないのかと感じたところです。 また、男性の育児休業についてもですね言及がありません。必要な休養をとって、子供とともに過ごす時間を取れように支援するように事業内容は検討・実施されてきたんでしょうか。	**（技術普及課長）** サポート事業による支援の内容についてでありますが女性農業者が働きやすい環境を整備するためには、今まで女性が担ってきた育児や農作業などの負担を軽減していくことが必要です。 本事業は、女性農業者の活躍促進や社会参画の推進に向け、女性農業者に対する子育てサポートや農業法人等における託児スペースの設置に加え、女性農業者の休息確保に向けた地域住民等による農作業サポート、出産前の休暇取得や男性の育児に対する家族や地域の理解醸成など、幅広い取組が支援の対象となっているところです。 道といたしましては、全道の様々な会議の場などを通じて、本事業で対象となる取組を説明するなど、市町村等に対し、更なる周知を図ってまいります。
（四）女性農業者のニーズ把握について 一定程度、地方の農村での出産を選択した方を支えてきた部分はあるのだというふうには思います。そこで新たな観点から見てみたいと思うんですけど、農水省は、2019（R１）年食料・農業・農村白書で「輝きを増す女性農業者」という特集を組んでいます。女性農業者を取り巻く課題と方策について検討した経緯があります。女性農業者が抱えている悩みや不安で多いのが、「自身がリフレッシュする時間が取れない」「妊娠中に仕事が休めない」「子どもが病気の時に預かってもらえる人や場所がない」でした。約10 年を経たわけですけど、女性農業者のニーズというのを、道はどのように把握しているのでしょうか。	**（技術普及課長）** 女性農業者のニーズについてでありますが、道では、女性農業者の活躍に向けた課題などを把握するため、令和６年度に女性農業者グループや農協女性部を対象に、聞き取り調査を行ったところです。 本調査では、女性の能力の発揮に向けて、「働きやすい勤務形態の整備が必要」との意見があったほか、女性の経営や社会への参画が進んでいない理由として、「家族や地域の理解度が低い」、「家事や育児、介護などにより、精神的にも時間的にも余裕がない」などの意見があったところであり、これらの意見も踏まえ、女性農業者の活躍に向けて更なる検討を進めていくことが必要であると認識しています。
（五）育児支援事業について 10 年たってもそういう状況なんですね。そして今回のニーズ把握については当事者の個別ニーズにまでは聞けていないので、是非聞いていただきたいというふうに思います。次に子育てに関する地域資源が農村地域では少ない中で、かつて計根別農協のお試し一時預かりや、地域住民も利用できる託児所兼児童館など、就学前の一時預かりや就学後の学童保育などに地域が知恵を絞っていると白書では紹介されていましたが、こうした事業ニーズっていうのはあるのでしょうか。事業の実施状況と併せて伺います。 そうした事業は、もう今、当然のこと何ですよね。	**（技術普及課長）** 育児支援に向けた事業の実施状況などについてでありますが「次代を担う女性農業者の活躍サポート事業」では、地域からの育児支援へのニーズを踏まえ、女性農業者グループによる講演会の開催に併せて、会場に託児所を設置したほか、市町村に対して幼稚園の通園バスへの添乗員の配置などを支援しているところです。 本事業では、育児支援のほか、女性農業者の育成やグループ活動を推進する取組が支援の対象となっており、全道の実施状況は、４年度が 17 件、５年度が 23 件、６年度が 17 件となっています。
（六）健康保険加入状況について 国保加入が多い家族経営、個人経営の農業者、それから、法人経営の就業者の健康保険加入状況は、それぞれどうなっているでしょうか。 つまり、国保加入者は４分の３を占めているわけですね。	**（農業経営課長）** 国民健康保険などへの加入状況についてでありますが、令和２年の国勢調査によりますと、道内の農業就業者数は９万６千人となっており、このうち、主に国民健康保険への加入が想定されます、個人経営で農業に従事している経営主や家族従事者は７万３千人と、全体の約４分の３を占めている一方、健康保険への加入が義務付けられている法人経営の役員や従業員は２万３千人で、全体の約４分の１となっております。

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
（七）経済的支援の必要性と出産手当金について それで、この４月から健康保険料の加算を原資に、子育て支援策として農業を含む個人経営者やフリーランスなどの国民年金保険料が育児中１年間免除となります。また、会社や法人などの健康保険では、所得補償として支援される出産手当金があり、法人化した経営体では、この支援がなされるわけです。 一方で、家族経営の農業者が加入する国民健康保険には出産手当金がありません。そのため、出産間際まで田畑で仕事をする妊婦さんも少なくなかったり、妊娠・出産による農作業や家事への影響があって、家族の中で肩身の狭い思いをすることもあるのではないかと考えるわけです。そこで、経済的支援の必要性について、農政部の認識及び出産手当金に関する認識を併せてお聞きをしたいと思います。	**（技術普及課長）** 妊娠や出産に伴う経済的支援などについてでありますが、国は、こども・子育て支援法に基づき、昨年４月から、「妊婦のための支援給付制度」を開始し、市町村が妊婦であることを認定した際には、５万円を支給するとともに、妊娠中の子供の数に応じて１人当たり５万円を支給しているところです。 また、法人経営が加入する健康保険には、出産手当金を支給する仕組みがあるほか、個人経営が加入する国民年金には、産前産後の期間に加え、育児期間中の保険料を免除する仕組みが本年１０月から実施されることとなっています。 道といたしましては、これらの制度が十分に活用されるよう、農業者等への周知を図ることで、妊娠や出産に伴う女性農業者の経済的な負担を軽減することが必要と認識しております。
再　（七）経済的支援の必要性と出産手当金について 今言われた支援はですね、公平に支援されるわけですよ。しかし、国保の出産手当金については、これは公平ではないと思います。それで保健福祉部は市町村に意向を聞くというふうに答えております。農政部にはぜひ、農業者の方にですね、意向を聞いていただけないかどうかお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。 ありがとうございます。	**（技術普及課長）** 妊娠や出産に伴う経済的支援についてでありますが、道といたしましては、道や農業団体で構成する「北海道農業・農村パートナーシップ推進連絡会議」において、各種課題の解決に向け、出席者から出産手当金も含め、様々な意見を伺いながら、女性農業者が活躍できる環境づくりを進めてまいります。
（八）ジェンダー平等と女性登用について それから、農業分野でもジェンダー平等を認識しつつ、改革していくことは不可欠との観点から、2021 年第１回定例会予算特別委員会で私は質問いたしました。農政部は、その時に女性幹部職員の登用と、農業委員、各種審議会委員等、意思決定の場への女性登用に意欲を示しましたが、その後の推移を確認しておきたいと思います。 農業委員は、人数は増えていますが、比率的にはまだまだ低いということですね。それ以外は微増ではないかと思います。特に「答弁席を見てどうなんですか」と質問しようと思ったのですが、一目瞭然なので求めませんが、この答弁席でもですね、ジェンダー平等が可視化できるようにしていただきたいと申し上げておきます。	**（技術普及課長）** 女性幹部職員の登用状況などについてでありますが、農政部の次長相当職における女性職員の登用状況は、令和３年が１名で、７年には２名となっており、構成比率は 15.4％、また、女性の農業委員は、３年が 188 名で、７年には 230 名まで増えており、構成比率は 10.2％となっています。 さらに、農政部では、条例に基づく知事の附属機関として、４つの審議会等を設置しており、それぞれの女性委員の数は、「北海道農業・農村振興審議会」は、３年が６名で、７年も同様に６名となっており、構成比率は 40.0％、「北海道食の安全・安心委員会」は、３年が６名で、７年は７名となっており、構成比率は 46.7％、「北海道地方競馬運営委員会」は、３年が３名で、７年は４名となっており、構成比率は 33.3％、「北海道優良品種認定審議会」は、３年が２名で、７年も２名と同数であり、構成比率は 20.0％となっています。

質　　問　　要　　旨	答　　弁　　要　　旨
（九）社会的位置づけと家族経営協定に関する認識について ジェンダーバイアスは、今もさまざまあります。農業に従事しながら家事や育児、介護などがいわゆる嫁という呼称で女性の仕事という時代からの意識改革が必要と、先程の白書でも述べられておりました。女性農業者は共同経営者であるという意識改革の必要性もうたわれていました。家族・地域に広げることが必要と記載されておりまして、経営やワークライフバランスの改善に、農作業や子育てを分担する家族経営協定の締結が有効と提言をされておりました。仰々しい名前だと思ったのですけども、道内の実績とその効果をどのように把握しているのか、ネーミングも検討してですね、気軽に利用できるように工夫してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。	**（農業経営局長）** 家族経営協定についてでございますが、道内における家族経営協定の締結数は、直近の令和６年が 5,234 件と、主業経営体に占める割合は 26.4％となってございます。 家族経営協定を締結し、農業経営の方針や役割分担、就業条件、就業環境などを明確にするということは、家族内の意識改革に向けて有効な方法であり、女性の農業経営や地域社会への積極的な参画の推進につながっているものと考えております。 なお、家族経営協定は国の統一的な名称でございますので、改称は困難と認識しておりますが、道では、全道の担当者会議などで、協定締結の必要性や効果を説明いたしますとともに、市町村等に対して、「家族経営協定のスタートブック」というものがありますので、こちらを配布するなど制度の更なる周知に取り組むことで、家族経営協定の締結を促進してまいります。
北海道は愛称で呼ぶことも検討してみていただきたいということを申し上げておきます。	
（十）今後の取組について しかしですね、現実には女性農業者は共同経営者であるといいながらですね、所得税法では自営業家族の所得は認められておりませんし、国民健康保険では所得補償を認めない不合理というものが残っております。これは改善が必要です。そのような認識はお持ちでしょうか。また、男性の育児休業は当たり前になりつつあります。農業分野でもですね、所得補償をしながら推進する必要があると考えます。育児の喜びを互いに共有できるよう進める考え及び経営形態の如何に関わらず北海道農業を持続させていくためにどのように改善を図っていくのか、部長に伺います。	**（農政部長）** 女性農業者の就業改善に向けた今後の取組についてでございますが、本道の農業・農村が持続的に発展していくためには、農業従事者の約半数を占める女性農業者が、豊かな感性を活かしながら、農業経営や地域社会へ積極的に参画し、活躍することが重要であります。 こうした中、道では、女性農業者の活躍の場を広げるため、家族経営協定の締結を促進するとともに、経営管理や生産技術に関する研修会の開催、普及センターによる女性農業者グループの活動支援や優秀な活動に対する表彰などに取り組んできたところでございます。 道といたしましては、こうした取組に加え、道や農業団体で構成する「北海道農業・農村パートナーシップ推進連絡会議」において、家族経営協定の締結数や農業委員に占める女性の割合など、女性の活躍や負担軽減に向けた議論などを行っているところであり、各種課題の解決に向けて、農業者や関係機関・団体の皆さまなどから、様々な意見を伺いながら、各団体が連携し取組を進めることで、女性農業者が活き活きと活躍できる環境づくりを進めてまいります。
負担軽減なしに活躍ばかり求めると出産は選択肢からなくなります。もともと農業女性はですね、非常に活躍していますので、それをきちっと評価していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。	